

インド若手科学頭脳循環プログラム
令和7年度公募 Q&A

〈改訂履歴〉

日付	改訂対象
2025年6月5日	初版公開

【1：本事業全般】	質問	回答
Q1－1	招へい者の受け入れ時の身分について指定はあるか？	招へい者の受け入れ時の身分についてJSTでは指定はありません。実施機関の責務を果たし、実施計画が着実に遂行できるよう適切な身分にて受入を行ってください。

【2：申請・審査】	質問	回答
Q2－1	人文科学・社会科学の研究分野は、本公募の申請対象となるか？	対象として記載されている7分野以外の分野であっても、「日印間の国際協働における重要な基盤として認められる分野」や、「今後日印間で協働して研究を推進することが科学技術力の維持・発展の鍵となる分野」に資する内容の提案であれば申請可能です。提案内容がいずれかに該当するか関係者でご検討ください。なお、申請される際には申請書様式1の研究分野にて1st fieldに”8.その他”を記入の場合は、2nd fieldに必ず1.～7.を選択してください。
Q2－2	「AI・情報」分野として応募したいが、AI・情報そのものを研究対象でなければいけないのでしょうか	必ずしも、AI・情報そのものを研究対象としているものに限定しておりません。「AI・情報」の関連する分野も含め、分野分類は広義に解釈していただいてご提案ください。
Q2－3	申請者本人への支援はないがe-Radでエフォートを入力しなければいけないのか？	e-Radのシステム制約上、エフォート0とすることはできませんので、1以上の数値を入力してください。エフォートの多少は評価に影響を与えません。
Q2－4	e-Radの項目入力において、申請書では求められていない情報の入力を求められる、あるいは申請書に記載した数値を入れられない場合はどうすればよいか？	e-Radの項目についてはなるべく申請書の項目に沿うようにしておりますが、一部システムの制約上、申請書と同じ内容、数値を入れられない項目があります。その項目については申請書の内容を正として扱います。具体的な入力方法については入力マニュアルをご覧ください。
Q2－5	招へい者自身の経歴・業績記入欄（様式5 経歴・業績）には何を記載すれば良いか？	招へい者自身のアピールする受賞なども記載していただくことも可能です。例えば、Women in Science and Engineering-KIRAN (WISE-KIRAN)などの利用がある場合は記載してください。
Q2－6	キャリア支援のうち、インターンシップ実施に向けたサポートとして、どこまでのことを示すのか？	研究活動を行うために来日した招へい者がインターンシップを実施するに当たり様々な調整が必要になります。具体的なサポートの例として、インターンシップを受け入れている民間企業情報の提供、出入国在留管理庁より資格外活動許可の取得等の手続きのサポートなどが想定されます。

【3：対象学生】	質問	回答
Q3－1	訪日時の在留認定資格証明書（COE）や査証（ビザ）についてJSTからの指定はあるか？	特に指定はありませんので、訪日期間や学内の取り扱いに沿って適切な種類の在留認定資格証明書（COE）や査証（ビザ）を取得してください。
Q3－2	さくらサイエンスプログラム（A/B/C/D）、2024年度のインド若手研究者招へいプログラムで招へいした学生を対象として応募することは可能か？	どちらのプログラムで招へいした学生も対象として応募可能ですが、さくらサイエンスプログラム（A/B/C/D）と同一の招へい者について招へい期間を重複して招へいする申請書は認めず、同じ期間に重複して支援することはできません。

【4：経費全般】	質問	回答
Q4－1	招へい者の滞在にかかる経費について用途に制限はあるか？	実施機関から招へい者に支給する滞在中にかかる経費については、支給後にその使途をJSTとして確認することはございません。
Q4－2	事業終了後、全ての支出が監査の対象となり得るのか？	ご理解の通りです。
Q4-3	募集要項に記載されている「滞在中に必要な1カ月あたりの海外旅行傷害保険の加入経費」とはどの程度を想定しているか？	研究実施にあたって、招へい者自らで安全安心して研究に打ち込むための海外旅行傷害保険に招へい者自らで必ず加入してください。JSTとして、以下の補償内容相当の保険加入を想定し、月あたりの費用として40,000円程度を滞在中にかかる費用として支給いたします。したがい、滞在中にかかる費用は、滞在費200,000円/月と海外旅行保険合わせ240,000円/月とお考えください。 （補償内容） 傷害死亡:3000万円、傷害後遺障害:Max3000万円、傷害治療費用:1疾病Max300万円、疾病治療費用:1疾病Max300万円、救援者費用:Max500万円、疾病死亡保険金:300万円、賠償責任保険金:事故1回あたりMax3000万円
Q4－4	滞在中にかかる経費のJST支援金額について、招へい者向け240,000円/月、インド側実施主担当者向け413,000円/月の基準額を超えて支給することは可能か？	JSTから月額基準額を超えた金額を支援はいたしません。ただし、大学の独自資金等により月額基準額を超える招へい者への支給を妨げるものではありません。

【 5 : その他】	質問	回答
Q5－1	入管による手続きの遅れなどの理由により、招へい開始時期がずれ込んだ場合、空白期間（計画と実際のずれ）における授業料や家賃等について、支援対象となり得るのか？	実際の滞在期間に沿って滞在に係る経費等を支給することになります。したがい、招へい者等の責によらない理由により実施期間等が変更になった場合であっても、JSTから空白期間に生じた費用の支援を行うことはございません。
Q5－2	入管による手続きの遅れなどの理由により、招へい開始時期がずれ込んだ場合、研究期間を確保するための滞在時期の変更、または滞在期間の延長、短縮は可能でしょうか。	滞在時期の変更は可能です。滞在期間の延長、短縮についてはQ5-3 をご確認ください。
Q5－3	採択後または実施協定書締結後の招へい期間の変更は可能か？	実施計画の内容を遂行できる限りにおいて、実施機関の判断で変更が可能です。J S Tにご一報下さい。（在留認定資格証明書（COE）や査証（ビザ）の発給遅れによる招へい期間の変更等） 但し、以下の点にご留意ください。 1.招へい期間を延長する場合、支援金の増額は出来ません。 2.招へい期間を短縮する場合、短縮期間に応じて精算時に支援金を返戻いただきます。
Q5－4	公募〆切りに後に予定されている経済産業省によるアンケートへの回答はどういった使われ方をするのか。採択結果に影響するのか？	アンケートは、採択後に経済産業省等が速やかにインターンシップの実施機会の提供を行えるよう、審査期間中にあらかじめ実施するものです。その回答有無、回答内容は採否に関する審査には影響しません。具体的に、アンケートの回答結果等の情報については、採否に関する審査関係者に提供されません。